2　第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするとき又は法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3　［略］

（保安規定）

第二十条　法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

［(1)～(3)　略］

(4)　核燃料物質等の取扱いに関すること。

(5)　［略］

ハ　［略］

［七～十　略］

十一　第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

［十二・十三　略］

十四　放射性廃棄物の受入れの基準に関すること。

十五　放射性廃棄物の受入れ（前号に掲げるものを除く。）、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十六　［略］

十七　［略］

十八　［略］

十九　［略］

二十　［略］

二十一　［略］

2　法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者にあつては、第八号、第十二号及び第十九号を除く。）を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

［一～六　略］

七　廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

2　第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3　［同上］

（保安規定）

第二十条　法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　同上］

六　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(5)　［同上］

ハ　［同上］

［七～十　同上］

十一　第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（第十号に掲げるものを除く。）に関すること。

［十二・十三　同上］

［号を加える。］

十四　放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十五　［同上］

十六　［同上］

十七　［同上］

十八　［同上］

十九　［同上］

二十　［同上］

2　法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

［一～六　同上］

七　［同上］

イ　［同上］